

## 事 業 の 種 類 変 更 申 出 書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号		
事業場名称					事業場所在地		
変 更 前	主 た る 事 業	事業の概要					
	その 他	作業内容 (使用する設備・取扱う製品、提供サービス等)					
変更の理由 と変更時期		平成・令和 年 月 日 (頃)					
		変更の理由 ・ 上記時期の理由					
変 更 後	主 た る 事 業	事業の概要					
	その 他	作業内容 (使用する設備・取扱う製品、提供サービス等)					
労 働 者 数		職種(作業内容)		人 数	職種(作業内容)		人 数
		1			4		
		2			5		
		3			6		
その他の参考 となる事項							
添付資料 (事業の内容・変更の 時期がわかるもの)		会社案内・写真(作業工程・機械設備・製品)・商業登記簿謄本・その他( ) 派遣業については(派遣先一覧、派遣先管理台帳等)					
労働基準監督署長 殿 公共職業安定所長 殿 令和 年 月 日 所 在 地 事業主 名 称 代表者 氏名							
※ 監督署・安定所 の意見記入欄		<input type="checkbox"/> 上記申し出のとおり令和 年 月 日をもって事業の種類が変更されたものと認められる 【業種】変更前 [ ] → 変更後 [ ]      【産業分類】変更前 [ ] → 変更後 [ ] <input type="checkbox"/> その他(以下のとおり意見する)					
記入者氏名							

## ＜事業の種類の変更にかかる注意事項＞

- 事業の種類の変更の届け出の審査にあたり後日、労働局から問い合わせと資料の提出をお願いすることがあります。
- 事業の種類を変更後も労働保険料算定基礎調査等により事業内容に誤りがあった場合、追徴金を含めた労働保険料の追加徴収を行うことがあります。
- 変更の届け出の審査の結果で変更ができないと判断した場合は、個別にご連絡をいたします。
- 今回の変更に伴い訂正申告や年度更新申告書の差し替えが必要となる場合がありますので、ご不明な点がありましたら労働局、または管轄の労働基準監督署にご相談ください。
- 保険料率変更に伴う訂正申告の取扱い期間

労働保険料等を徴収する権利又は還付を受ける権利は、徴収法第41条第1項の規定により、2年を経過したときに時効により消滅することとされています。したがって、2年を超えた期間に係る労働保険料等の追加納付又は還付の請求については、時効が完成しているため訂正申告できません。

当初（訂正前）の年度更新申告書を提出した日が年度更新期間内（毎年6月1日から7月10日（休日に当たる場合は翌開庁日）まで）であるか否か、また年度更新期限後に提出していた場合、訂正申告による再計算した結果が還付か追加納付かによって時効の起算日が異なります。

具体的な時効の起算日等は次のとおりです。

### ＜年度更新期間内に提出していた場合＞

- 申告書を提出した日の翌日が時効の起算日となり、起算日から2年後の応当日に時効が完成して還付を受ける権利または徴収する権利が消滅します。

### ＜年度更新提出期限後に提出していた場合＞

#### ① 【訂正申告の結果が追加納付となる】

当時の申告書の提出日に関わりなく提出期限の翌日が時効の起算日となり、起算日から2年後の応当日に時効が完成して保険料等を徴収する権利が消滅します。

#### ② 【訂正申告の結果が還付となる】

・還付を受ける権利のうち「精算返還金」の時効

当時の申告の結果が還付又は充当であった場合は、確定申告の対象年度の6月1日が時効の起算日となり、起算日から2年後の6月1日に還付を受ける権利が消滅します。

・還付を受ける権利のうち「過納金」の時効

当時の申告の結果が不足で、かつ今回の訂正申告による還付額がその不足額の範囲内であった場合は、当時の申告の提出期限の翌日が時効の起算日となり、起算日から2年後の応当日に時効が完成して還付を受ける権利が消滅します。

- 時効完成日が土曜、日曜、祝日に当たるときは、これらの翌日をもってその期限とみなす（国税通則法第10条2項）。
- 労働基準監督署又は労働局が訂正申告書を受付した日が時効完成日より前の日でなければ時効完成の猶予をすることができません（郵便を投函した日ではありません。）
- 訂正申告により還付が生じる場合は、必ず還付請求書を提出してください。還付を受ける権利は、還付請求書を提出することにより時効完成の猶予の効果が発生します。

## 事業の種類変更申出書

記入例1

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
	23	1	01	777777	000	
事業場名称					事業場所在地	
株式会社 愛知					名古屋市中区栄2-3-1	
変更前	主たる事業	事業の概要 不動産の売買、管理の事業				
	その他	作業内容 (使用する設備・取扱う製品、提供サービス等) 営業、管理事務				
変更後	主たる事業	事業の概要 飲食店の経営の事業				
	その他	作業内容 (使用する設備・取扱う製品、提供サービス等) 上記所在地にある飲食店の店舗にて顧客に飲食物を提供する。				
変更の理由 と変更時期		平成・令和 5年 4月 1日 (頃)				
		変更の理由 ・上記時期の理由	令和5年初頭から飲食店の事業を拡大して、飲食店で従事する労働者が徐々に増加した結果、令和5年4月頃には明らかに不動産業に従事する労働者の人数より飲食業に従事する労働者の人数が多くなった。			
変更後	主たる事業	事業の概要 飲食店の経営の事業				
	その他	作業内容 (使用する設備・取扱う製品、提供サービス等) 上記所在地にある飲食店の店舗にて顧客に飲食物を提供する。				
その他参考 となる事項	主たる事業	事業の概要 不動産の売買、管理の事業				
	その他	作業内容 (使用する設備・取扱う製品、提供サービス等) 営業、管理事務				
労働者数	職種 (作業内容)		人 数	職種 (作業内容)		人 数
	1	経理事務	2	4	飲食店アルバイト	10
	2	不動産営業	4	5		
	3	飲食店スタッフ	5	6		
その他参考 となる事項						
添付資料 (事業の内容・変更の 時期がわかるもの)		会社案内・写真(作業工程・機械設備・製品)・商業登記簿謄本・その他( ) 派遣業については(派遣先一覧、派遣先管理台帳等)				
名古屋北 労働基準監督署長 殿 公共職業安定所長 殿						
令和 5年 5月 20日						
所 在 地 名古屋市中区栄2-3-1						
事業主 名 称 株式会社 愛知						
代表者 氏名 代表取締役 愛知 太郎						
※ 監督署・安定所 の意見記入欄	<input type="checkbox"/> 上記申し出のとおり令和 年 月 日をもって事業の種類が変更されたものと認められる 【業種】変更前 [ ] → 変更後 [ ]      【産業分類】変更前 [ ] → 変更後 [ ] <input type="checkbox"/> その他 ( 以下のとおり意見する )					
	記入者氏名					

## 事業の種類変更申出書

記入例2

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
	23	1	01	777777	000	
事業場名称					事業場所在地	
株式会社 愛知					名古屋市中区栄2-3-1	
変更前	主たる事業	事業の概要 不動産の売買、管理の事業				
	その他	作業内容 (使用する設備・取扱う製品、提供サービス等) 営業、管理事務				
変更の理由 と変更時期		平成・令和 5年 6月 1日 (頃)				
		変更の理由 ・上記時期の理由	新たに事業を展開して令和5年6月1日から同一の建物内に飲食店をオープンしたが、飲食業に従事する労働者の人数が不動産事業に従事する労働者の人数よりも明らかに多くなった。			
変更後	主たる事業	事業の概要 飲食店の経営の事業				
	その他	作業内容 (使用する設備・取扱う製品、提供サービス等) 上記所在地にある飲食店の店舗にて顧客に飲食物を提供する。				
その他参考 となる事項		事業の概要 不動産の売買、管理の事業				
添付資料 (事業の内容・変更の 時期がわかるもの)		作業内容 飲食店スタッフ				
名古屋北 労働基準監督署長 殿 公共職業安定所長 殿		職種 (作業内容)	人 数	職種 (作業内容)	人 数	
		1 経理事務	2 4	飲食店アルバイト	10	
		2 不動産営業	4 5			
		3 飲食店スタッフ	5 6			
※ 監督署・安定所 の意見記入欄		<input type="checkbox"/> 上記申し出のとおり令和 年 月 日をもって事業の種類が変更されたものと認められる <input type="checkbox"/> 【業種】変更前 [ ] → 変更後 [ ]    【産業分類】変更前 [ ] → 変更後 [ ] <input type="checkbox"/> その他 ( 以下のとおり意見する )				
記入者氏名						